

## 2) 受給者の定義

2021年CAPでは、農業活動、農地、農業活動に使用される土地（適格ヘクタール）等に関する定義を各加盟国のCAP戦略計画内で定義する必要がある。また、直接支払いを受給可能な農業者として、営農実績のある農業者、新規就農者、青年農業者等に関する定義も定める必要がある。

### 農業者に関する定義

「営農実績のある農業者」（仏語：Agriculteur actif）は下記4要件のうち、いずれかを満たす者を指す。

「営農実績のある農業者」の定義
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業に従事する自営業者のための社会保護制度に基づき、労働災害および職業性疾病に対して自己のために被保険者となる自然人。ATEXA<sup>22</sup>又はオー＝ラン県、パ＝ラン県、モゼル県で施行されている特別制度を考慮した同等の基準、又は国内規則でリストが指定される特定の搾取形態に該当する者。さらに、賃金労働者制度に規定される満額退職の法定年齢を超えた自然人は、年金受給権を主張してはならない。</li><li>・ 少なくとも1名のパートナーが、当該会社事業に関して、自然人について定められた条件を遵守している会社</li><li>・ ATEXA 又は同等の基準に貢献するパートナーがいない会社<ul style="list-style-type: none"><li>○ CPMR 第 L722-1 条第 1 項の意味における農業活動を行う会社。（耕作および家畜の飼育）。</li><li>○ この会社の役員で以下を満たすもの<ul style="list-style-type: none"><li>▪ CPMR 第 L722-20 条第 8 項および第 9 項に基づく農業専門職の従業員のための社会保護制度に該当する。</li><li>▪ 法定定年退職年齢を超えるまで年金受給権を主張しない。</li><li>▪ 国内規則で定義される株式を一定割合保有している。</li></ul></li></ul></li><li>・ 農業活動に従事する公法上の組織（農業学校、共同体等）、農業活動を定款で規定する1901年法人、又は農業目的を持つ公益財団法人</li></ul>

「青年農業者」（仏語：Jeune agriculteur）は、40歳以下であり、農場長となる条件を満たしており、訓練ないしスキルを保有する自然人を指す。

「新規就農者」（仏語：Nouvel agriculteur）は、初めて農場長となる条件を満たし、要求される能力を保有することが確認された自然人を指す。

<sup>22</sup> Assurance accidents du travail des exploitants agricole の略称。農業社会共済(MSA)が運営する強制保険

#### ④ 直接支払い（フランス）

フランス農家にとって直接支払いからの収入は、生産品目によって異なるものの、2019年の税引き前現金収入の74%（平均収入で算出）を占める重要な施策である<sup>23</sup>。直接支払いの予算配分想定では、エコスキーム、補完的所得支持に対して、それぞれ最低拠出比率と同等の25%、10%を拠出する想定である。基礎的所得支持には、直接支払い全体総額の48%の配分を想定している。

表 II-2-4 フランスにおける直接支払いの予算配分

直接支払（EAGF）		義務/任意	最低拠出比率	想定額	比率
デカップル支払	基礎的所得支持	義務		16,259,710,489	48%
	小規模農業者一括支払	任意			0%
	補完的所得再分配支持	義務	10%	3,368,220,019	10%
	補完的青年農業者所得支持	任意		581,389,604	2%
	エコスキーム （気候、環境、動物福祉のためのスキーム）	義務	25%	8,420,550,046	25%
カップル支払	カップル所得支持	任意	13%以下	5,052,330,028	15%
	綿花特定支払	ブルガリア、ギリシャ、 スペイン、ポルトガル のみ義務	13%以下	-	
直接支払割り当て総額				33,682,200,185	100%

（出所）欧州委員会, C(2022) 6012 FINAL ANNEX I より作成

##### 1) 基礎的所得支持

2021年CAPでは、2023年初頭段階で平均単価は127ユーロ/ha、コルシカ地方で145ユーロ/haと推定される。基礎的所得支持の平準化については2023年、2025年に2段階に分けて実施することを想定している。2度の平準化で基礎所得支持の上限額を2023年に1,350ユーロ/ha、2025年に1,000ユーロ/ha（いずれも推定値）とすることを想定している<sup>24</sup>。本制度内では、小規模農家向けの段階的な単価調整は実施されない。

##### 2) 補完的所得再分配支持

補完的所得再分配支持は、2013年CAPでの運用から変化はない。中小規模の農家を対象としたスキームであり、フランスでは対象となる農地に対して52haを上限として助成する。面積単価は48ユーロ/haで想定されている。

<sup>23</sup> フランス国立農業・食料・環境研究所（INRAE）, <https://www.inrae.fr/actualites/comment-pac-soutient-elle-revenu-agriculteurs>（2023年3月3日最終アクセス）

<sup>24</sup> 本項目で言及している平均単価については、LA POLITIQUE AGRICOLE COMMUNE 2023-2027, Paiements Decouplés Aide de Base au reveau, 2022年9月に記載の情報に基づくものである

### 3) 補完的青年農業者所得支持

加盟国が任意に設定可能な補完的青年農業者所得支持は、フランスでは設定がなされた。フランスにおける農業者の平均年齢は 2016 年時点で 52 歳と高齢化が進んでおり、世代交代の促進が重要課題であるとの認識が反映されているものと推察される。2021 年 CAP より農家ごとの定額支払いに変更され、1 農家あたり 4,500 ユーロの支援が推定される。フランスは直接支払い予算の 2%の配分を想定している。

### 4) 小規模農業者一括支払

小規模農業者一括支払は、補完的青年農業者所得支持同様、加盟国での制度設計は任意である。フランスでは予算の割当を想定していない。

### 5) エコスキーム

エコスキームは規定された 7 つのカテゴリから各加盟国が導入する施策を選択し、設計されるが、フランスでは「g：動物福祉の充実」を除いた 6 つのカテゴリへの寄与を目的に設計された。気候変動、生物多様性、投入する肥料や農薬の低減の大きく 3 課題に焦点を当てている。<sup>25</sup>

フランスにおけるエコスキームを示した図は、下記の通りである。

	農地におけるアグロエコロジーの管理に関する農法			環境認証	生物多様性に貢献する要素	単位面積あたりの補助額
農法	耕作地における作物多様化	不耕起の永年牧草地の維持	永年作物の畝間の植物被覆	HVE/CE2+	景観特性のある土地と遊休地が全農地に占める面積比率	
	/			有機農業	/	
上位レベル	5 ポイント	90%	95%	HVE認証	10%	110€/ha
標準レベル	4 ポイント	80%	75%	CE2+認証	7%	80€/ha
補助スキーム	ボーナス<生垣>					単位面積あたりの補助額
レベル	全農地面積の6%を占める生垣（耕作地の場合は耕作地の6%） «生垣»認証は、生け垣の持続可能な管理を証明するものである					7€/ha

図 II-2-4 フランスにおけるエコスキーム

(出所)フランス農業・食料省提供資料より作成

フランスでエコスキームからの補助を受けるためには 3 種類の施策のいずれかを選択し、実行する必要がある。また、施策に対する取り組みの程度に応じて上位レベル・標準レベルの 2 段階での単価設定が想定されている。

<sup>25</sup>フランス農業・食料省, “Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027”

## 農地におけるアグロエコロジーの管理

第一の施策は、農地におけるアグロエコロジーの管理に係る農法の実施である。ここで示す農法には耕作地における作物の多様化、不耕起の永年草地の維持、永年作物の畝間の植物被覆が該当する。農家は保有する農場で一部例外を除きこれら 3 つの農法全てを実施する必要があり、達成段階に応じて 60 ユーロ/ha ないし 80 ユーロ/ha の支払いを受ける。

作物の多様化施策についてはフランスが独自に設けた 9 つのカテゴリから、カテゴリの異なる作物を選択することを推奨し、ポイント制度で評価される。

## 環境認証の取得

第二の施策は、環境認証の取得である。フランス独自の認証である HVE (Haute Valeur Environnemente) 認証<sup>26</sup>を活用し、認証における要求事項の観点をエコスキームに持ち込むことで、農場における環境関連の配慮を要求する。本施策のみ標準レベルの CE2+認証、上位レベルの HVE 認証、特別レベルの有機認証と 3 段階設計となっている。有機農業を営み、HVE 認証あるいは CE2+認証を取得している場合には、面積単価が 110 ユーロ/ha となる。

CE2+認証と HVE 認証の差異は、評価視点の違いに基づくものである。前者は環境に配慮した設備等の手段の導入を評価するのに対して、後者は実際の成果を基に評価される。

HVE 認証は、環境的に優れた農法を普及することを目的に 2007 年に構想が生まれ、2012 年に適用開始された比較的新しい認証であり、特に生物多様性への配慮、農薬管理、肥料管理、灌漑管理の 4 指標に対する農園単位での取り組みを評価することを試みている。

環境認証の活用により、野心的な環境に対する取り組みの推進を期待できるかについては、戦略計画原案公表段階から懸念が上がっていた。特に HVE 認証については、認証取得のための 2 種類のアプローチのうち、アプローチ B の指標 2 について、エコスキームとして認めるには不適として、批判対象となっていた。

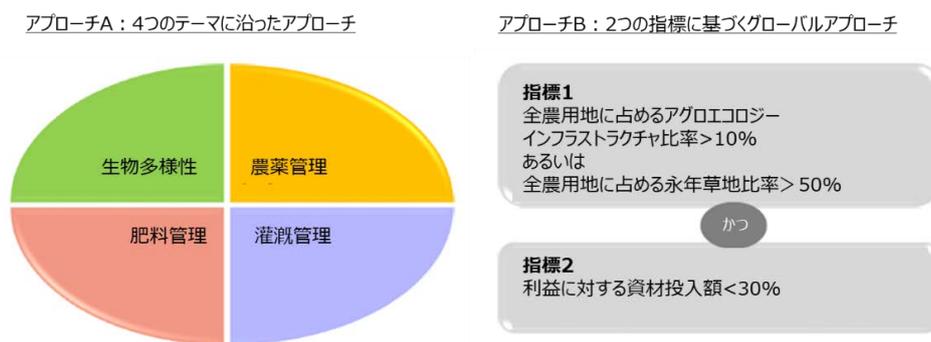


図 II-2-5 HVE 認証取得のための 2 種類のアプローチ

(出所)フランス食料・農業省提供資料より作成

<sup>26</sup> 本項の HVE 認証の記述は、ヒアリングに基づく

フランス農業・食料省は CAP 戦略計画の履行開始に向けた準備期間に、並行して HVE 認証の改訂を進め、2022 年秋に改訂版を公表、エコスキームは改訂版の HVE 認証に基づく運用が想定されている。本改訂に伴い、2022 年 12 月以降に新規に HVE 認証を申請する農家は、アプローチ B の適用が不可となる。<sup>27</sup>

改訂後の HVE 認証は、4 つの施策分類のうち満たしている施策の状況に応じてポイント制度で評価される。施策の実施状況によっては減点可能性もあり、分類ごとに当該農園は最低 10 ポイントを取得する必要がある。2022 年 1 月 1 日時点で HVE 認証農園の 73.6%はワイン農園であることから、エコスキームへの組み込みを機に、耕作農家等他のセクターにおいても、HVE 認証の取得が進むことが期待される。

	生物多様性	農薬管理	肥料管理	灌漑管理
2022年改訂時に修正した項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全農用地に占めるアグロエコゾーンインフラストラクチャの比率</li> <li>✓ 主要作物の重量</li> <li>✓ 栽培作物の種類</li> <li>✓ 飼育動物頭数</li> <li>✓ 蜂の巣の設置有無</li> <li>✓ 減少傾向にある作物の栽培・家畜の飼育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農薬未使用の土地</li> <li>✓ IFT（農薬使用頻度指数）</li> <li>✓ 代替手段の使用の化学的制御</li> <li>✓ 農薬漏洩防止のための措置の適用</li> <li>✓ 畝間の草刈り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 窒素収支</li> <li>✓ 意思決定支援ツールの活用</li> <li>✓ 全農用地面積に占める肥料不使用の土地の比率</li> <li>✓ 全農用地面積に占めるマメ科作物の比率</li> <li>✓ 土壌被覆</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 意思決定支援ツールの活用</li> <li>✓ 水投入量を最適化する機器の使用</li> <li>✓ 水を節約するために実施した農法</li> </ul>
2022年改訂で変更のない項目		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投入量</li> <li>✓ 固有・品種多様性</li> <li>✓ 灌漑用水のリサイクル・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投入量</li> <li>✓ 肥料の投入を最適化する機器の使用</li> <li>✓ 灌漑用水のリサイクル・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 灌漑方法の記録</li> <li>✓ 集団的アプローチ</li> <li>✓ 低水量時の取水比率</li> <li>✓ 灌漑用水のリサイクル</li> <li>✓ 雨水利用</li> </ul>
追加項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農地区画の規模</li> <li>✓ 土壌の生物学的品質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>CMR物質の使用制限（人間に有害な農薬の使用制限）</b></li> <li>✓ 圃場の積極的なモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ オーガニック窒素肥料の利用</li> </ul>	

図 II-2-6 HVE 認証取得時に考慮すべき観点（太字は義務要件）

（出所）フランス農業・食料省提供資料より作成

なお、特別レベルの有機農業の実施として、AB 認証（Agriculture Biologique 認証）の活用が認められている。AB 認証の活用は、農地面積全体が有機生産方式でカバーされている事業者を対象とし、農地全体が AB 認証を受けているか、農地面積の一部が AB 認証を受けていて、残りの保有地が有機生産方式に転換中である場合に認められる。AB 認証は完全無農薬、また化学肥料未使用を要求する制度設計であり、上述の HVE 認証より要求度合いが高い。

<sup>27</sup> 既存農家については、移行期間として、2024 年 12 月 31 日までアプローチ B による HVE 認証の維持が認められる

## 生物多様性への貢献

第三の施策は生物多様性に貢献する要素である。全農地面積に対し、景観特性のある土地や遊休地の占める割合が確認され、達成した面積比率により支払いを受ける。

### ⑤ 農村振興政策（フランス）

フランスの農村振興政策については、EAFRD 財源においては条件不利地とリスクマネジメントへ重点的に予算配分を実施している。これは条件不利地への支援と農業保険の浸透を試みていることによるものと推察される<sup>28</sup>。

表 II-2-5 フランスにおける第二の柱の各施策への予算配分

EAFRD予算	施策名	条項	割当額（ユーロ）	比率
農村振興策	環境・気候等管理誓約	70	2,164,756,801.04	21.6%
	自然等地域固有限制	71	3,584,031,925.45	35.7%
	義務的要件による地域固有の不利	72	-	0.0%
	投資（灌漑を含む）	73,74	1,881,343,558.81	18.7%
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75	539,712,302.26	5.4%
	リスク管理施策	76	940,999,999.62	9.4%
	協同(LEADER等)	77	679,912,829.94	6.8%
	知識交換・情報普及	78	99,534,929.28	1.0%
技術支援			148,895,003.60	1.5%
総計			10,039,187,350.00	100.0%

(出所)欧州委員会, C(2022) 6012 FINAL ANNEX II より作成

#### 1) 環境・気候等管理誓約

フランスでは、環境・気候等管理誓約の施策の一つとして、有機農業への転換を支援している。転換1年目あるいは2年目の地域を持つ全ての事業者が対象であり、5年間の有機農業の継続が要求される。1haあたりの単位補助額は生産品目に応じて設定される。2013年CAPとの比較では、飼料用マメ科作物、植え付け時にマメ科作物が少なくとも50%以上含まれる混合作物に対する補助額が増加しており、面積単価は350ユーロ/haで引き上げられた。ただし、本受給を受ける場合、エコスキームで定められる有機認証アプローチとの併給はできない点に留意が必要である。

<sup>28</sup> ヒアリングより

表 II-2-6 有機農地への転換支援における支払単価

補助対象	支払単価 (€/ha/年)
家畜に関連する湿原、夏草原、放牧地	44
家畜に関連する草地（永年草地か否かは問わない）	130
一年生作物 飼料用マメ科作物、混播時にマメ科作物が少なくとも50%以上含まれる場合 休閑地（5年間のコミットメント期間中に1度のみ支払われる） 穀物種子、たんぱく源作物、飼料種子	350
ワイン生産地	350
香木・薬草（PPAM）：ラベンダー、ラバンディン	350
畑作物・てんさい	450
市場園芸、その他 PPAM、野菜・工業用ビート種子の栽培面積	900

（出所）フランス農業・食料省, AIDE À LA CONVERSION À L'AGRICULTURE BIOLOGIQUE(CAB), SEPTEMBRE 2022 より作成

## 2) 自然等地域固有制約(第71条)

フランスは、スペイン国境近辺のピレネー山脈、中南部のマッシフ・サントラルや、アルプスの西端に当たる南東部にみられるように、山間地域が比較的集中している同国南部が条件不利地助成の対象区域となる。条件不利地助成は1975年から続いてきた政策である。

フランス農業・食料省は、第二の柱で規定される農村振興政策のうち、自然等地域固有制約への支援を最も重要な支援策として位置付けており、2023-2027年予算で累計11億ユーロを確保している。前述のとおり EAFRD 予算からは、35.7%を配分する計画である。加えて国家予算による補償も想定されており、65%が EAFRD 予算、35%が国家予算で賄われる。

2021年 CAP においても、2013年 CAP 同様に草地に対する助成と家畜に対する助成の2軸で構成される補助であり、大きな変更は発生していないものの、給付要件の1つであった最低飼養家畜単位が3家畜単位から5家畜単位に引き上げられている。

### (3) その他（フランス）

#### ① 有機農業への転換支援策

フランスは有機農地が全農地に占める割合を 2027 年までに 18%とする目標を公表している。2020 年時点でフランスの有機農地比率は 8.71%<sup>29</sup>であったことを踏まえると、有機面積を倍増させる必要があり、非常に野心的な水準の目標である。

上記背景を踏まえ、2013 年 CAP と比較し、有機農業への転換支援策は予算総額が 36%大幅に増加されており、2021 年 CAP については年間 3.4 億ユーロを見込んでいる。

#### ② たんぱく源作物への助成

先述のとおり、たんぱく源作物への助成はカップル所得支持の予算比率の多くが割かれ、フランスにおける重要な施策の一つである。

---

<sup>29</sup> EuroStat, “Organic crop area by agricultural production methods and crops”(ORG\_CROPAR)